

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2004 August 8月号



青少年ふれあいゲートボール大会 川原畑チーム優勝

今月号は、任意合併協議会での現況をお知らせします。

7月27日に、第4回「都留市・道志村任意合併協議会」が開催されました。

協議会では、合併の方式を「新設合併」として、その他7項目が協議されました。また、新市将来構想の調査研究結果が報告されました。会議において協議した合併協定項目について記載します。

1 協議項目

協定項目第1号 合併の方式について
 協定項目第2号 合併の期日について
 協定項目第3号 合併の名称について
 協定項目第4号 新市の名称について

協定項目第10号 地域審議会の取扱い
 協定項目第11号 地域自治区の取扱い
 協定項目第12号 合併特例区の取扱い
 新市建設計画の作成について
 (基本方針案の協議) 承認

1 合併の方式	
協議結果	合併方式については、新設合併とする。
解説	合併には、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式があります。協議の結果、都留市・道志村を廃止しその区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とすることが、決定されました。
2 合併の期日	
協議結果	合併の期日は、平成17年10月1日とする。
解説	合併の成立までは、様々な協議事項の確認、住民の合意形成のほか、両市村議会、県議会の議決も必要となります。これらを踏まえ協議しました。
3 新市の名称	
協議結果	新市の名称は、都留市とする。
解説	新設合併の場合、旧市村が廃止されるため、新市の名称を決める必要があります。
4 新市の事務所の位置	
協議結果	新市の事務所の位置は、都留市上谷1丁目1番1号とする。
解説	新しい事務所(本庁)は、住民の利便性、関係官公署との関係等を考慮して協議しました。
10 地域審議会の取扱い	
協議結果	市町村の合併の特例に関する法律に規程する地域審議会は、設置しないものとする。
解説	合併前の関係市村の協議により、期間を定めて、旧市村の区域ごとに新市の長の諮問に応じて審議し、又は必要な事項につき意見を述べる審議会を置くことができる。
11 地域自治区の取扱い	
協議結果	継続審議とする。
解説	合併関係市町村の協議で定める期間に限り、特例として、道志村の区域に、地域自治区を設けることができる。また、事務所の位置、名称、設置期間、処理する事務、地域協議会の設置などを規約で定めるため、今後、協議していきます。
12 合併特例区の取扱い	
協議結果	継続審議とする。
解説	合併後の一定期間(5年間)、道志村の区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区(法人格、有)を設けることができる。また、事務所の位置、名称、設置期間、処理する事務、特例区協議会の設置などを規約で定めるため、今後、協議していきます。

2 今後、合併協議会で、協議する項目を記載します。

合併の協定項目の一覧表

大分類	中分類		協定項目		
	No.	分類	No.	項目名	
1	自治体の存立に係る基本的な協議事項				
	01	基本項目	01	合併の方式	
			02	合併の期日	
			03	新市の名称	
			04	新市の事務所の位置	
	02	B群	05	財産の取扱い	
			06	町名・字名の取扱い	
			07	慣行の取扱い	
			08	事務組織及び機構の取扱い	
			09	条例・規則等の取扱い	
	2	合併特例法に定める協議事項			
		03	C群	10	地域審議会の取扱い
				11	地域自治区の取扱い
				12	合併特例区の取扱い
				13	議員の定数及び任期の取扱い
				14	農業委員の定数及び任期の取扱い
15				地方税の取扱い	
16	一般職の職員の身分の取扱い				
3	行政制度等の一元化に係る協議事項				
	04	D群	17	特別職の身分の取扱い	
			18	一部事務組合等の取扱い	
			19	公共的団体等の取扱い	
	05	E群	20	消防団の取扱い	
			21	使用料・手数料等の取扱い	
			22	補助金・交付金等の取扱い	
	06	F群	23	国民健康保険制度の取扱い	
			24	介護保険制度の取扱い	
			25	電算システムの取扱い	
	07	G群	26	各種事務事業の取扱い	
			26-01	姉妹都市	
			26-02	国際交流事業	
			26-03	広報広聴関係事業	
			26-04	広域行政事務組合	
			26-05	納税関係事務	
			26-06	地域振興施策事業	
			26-07	消防防災関係事業	
	26-08	交通関係事業			
	26-09	窓口業務			
26-10	女性政策事業				

大分類	中分類		協定項目		
	No.	分類	No.	項目名	
8	H群	26-11	保健衛生事業		
		26-12	健康づくり事業		
		26-13	直営診療所		
		26-14	伝染病予防対策事業		
		26-15	結核予防対策事業		
		26-16	休日・夜間診療		
		26-17	生活保護事業		
		26-18	高齢者福祉事業		
		26-19	障害者福祉事業		
		26-20	児童福祉事業		
		26-21	保育事業		
		26-22	社会福祉協議会		
		26-23	その他の福祉事業		
		9	I群	26-24	環境対策事業
				26-25	ごみ収集運搬業務事業
				26-26	商工・観光関係事業
				26-27	勤労者関係事業
				26-28	農林業関係事業
				26-29	建設関係事業
26-30	若者定住促進対策				
26-31	都市計画関係事業				
10	J群			26-32	水道事業
				26-33	下水道事業
		26-34	学校教育事業		
		26-35	市村立学校の通学区域		
		26-36	社会教育事業		
		26-37	文化振興事業		
		26-38	スポーツ振興事業		
		26-39	その他事業		
4	新市建設計画に係る協議事項				
	11	K群	27	新市建設計画	
			27-01	建設計画	
27-02			財政計画		



3 行政制度等の現況調査について

中項目745の事務が両市村の分科会(事務担当者)で、協議されています。

分野	大項目	中項目	分野	大項目	中項目
総括	19	38	下水道	22	28
企画	21	32	議会	6	6
総務	47	121	教育	67	135
住民	18	60	選管	3	5
福祉	58	137	監査	8	8
環境	9	30	農委	4	4
産業	58	83			
都市	22	53	内総括に再掲	5	8
水道	2	13	合計	359	745

社協	4	33
----	---	----

4 合併協議会では、次回第5回会議において協議する合併協定項目について

- 協定項目第6号 町名・字名の取扱い
- 協定項目第7号 慣行の取扱い
- 協定項目第8号 事務組織及び機構の取扱い
- 協定項目第9号 条例・規則の取扱い

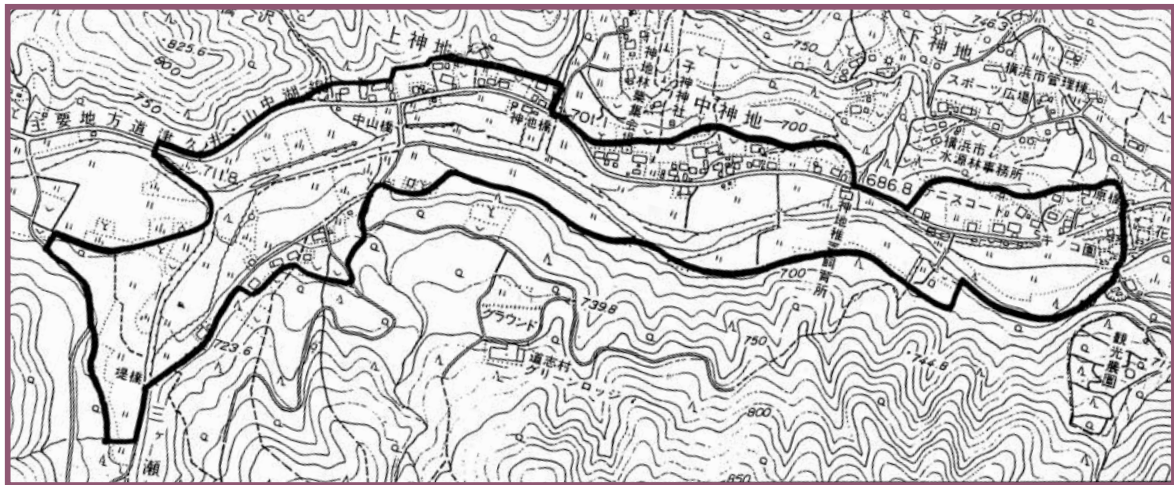
が、提案されました。



地籍調査にご協力ください

地籍調査は、国土調査法に基づく調査で土地の国勢調査と言われている大切な調査です。現在使われている登記簿や公図は、明治時代に作られたもので長い年月の経過により、現況と変わってきています。これを最新の測量方法により、公図と登記簿を訂正し、土地の正確な位置・形状・地番・地目・面積を明らかにします。そして完成した地図（地籍図）はその正確性から公共事業に役立つばかりでなく、復元可能ですから後日の境界問題に大きな力を発揮します。

平成16年度地籍調査実施区域略図



●調査方法は

一筆地調査といい、登記簿・公図及び地形地物などを参考に一筆ごとに地番、地目、境界を現地で確認します。

●境界への杭打ちは

土地所有者の皆さんには、「一斉杭打ち日」に隣接土地所有者と立会の上、杭を打っていただきます。一度打った杭は皆さんの土地を測量する基になりますので、動かしたり抜いたりしたい場合は、事前にご相談下さい。土地所有者の皆さんに一斉に杭を打っていただくため、通知しますので、ご協力ください。打たれた杭は地籍調査係と推進委員及び委託業者が確認をした後、測量を行います。

●測量調査結果は

調査・測量が済みますと、来年夏以降に地図（地籍図）と地番・地目・面積（地籍簿）を確認していただくため20日間の閲覧を行います。

誤りがなければ国の認証を得て法務局に送付し、登記簿と公図が訂正されます。

●一筆地調査で境界が決まらなかった場合は

筆界未定として処理し、境界線がはいりません。この場合建築確認申請、農地転用などの手続きで許可されない場合があります。調査以後に境界が決まった場合には、個人の負担で筆界未定の解消処理をしなければなりませんので、今回の地籍調査の際に境界を確定されることをお奨めします。

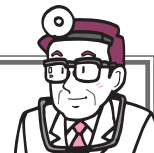
●調査前の心得として

説明会の資料・内容を把握してください。隣接地との境界は、事前によく話し合って確定しておいてください。

問い合わせ先
産業観光課 地籍調査係



診療所だより



短い梅雨も終わり7月は大変な暑さでした。8月になってまだまだ暑い日は続くと思います。今回は熱中症とその対策について書いてみました。

熱中症とは、体の中と外の「あつさ」によって引き起こされる様々な体の不調であり、専門的には「暑熱環境下にさらされる、あるいは運動などによって体の中でたくさん熱を作るような条件下にあった者が発症し、体温を維持するための生理的な反応より生じた失調状態から、全身の臓器の機能不全に至るまでの、連続的な病態」とされています。

熱中症は、熱波により主に高齢者に起こるもの、幼児が高温環境で起こるもの、暑熱環境での労働で起こるもの、スポーツ活動中に起こるものなどがあり、熱中症にならないためには次のような注意が必要です。

1. 体調を整える --- 睡眠不足や風邪ぎみなど、体調の悪いときは暑い日中の外出や運動は控えましょう。
2. 服装に注意 --- 通気性の良い洋服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶりましょう。
3. こまめに水分補給 --- 「のどが渴いた」時にはすでに水分不足の状態です。定期的に少しずつ水分を補給しましょう。
4. 年齢も考慮に入れて --- 体内の機能が発育途中の子どもや、体力が衰えはじめた高齢者は熱中症になりやすいです。

熱中症かもしれないと思ったらまず次のようなことを行ってください。

- ・涼しい日陰やクーラーの効いた室内などに移動する。
- ・衣類をゆるめて休む。
- ・体を冷やす --- 氷や冷たい水でぬらしたタオルを手足に当てる。
- ・水分を補給する --- 水分だけではなく、汗によって失われた塩分も補給する必要があります。0.1%くらいの塩水か、スポーツドリンクを少しずつ何回にも分けて補給しましょう。

次にあげる場合は特別な場合です。

- ・筋肉がけいれんしている（熱けいれん） --- けいれんしている部分をマッサージする。
- ・皮膚が青白く、体温が正常（熱疲労） --- 心臓より足を高くして、あおむけに寝かせる。水分補給をする。
- ・皮膚が赤く、熱っぽい（熱射病） --- 上半身を高くして寝かせ、とにかく体を冷却。首、脇の下、足のつけ根など、血管が皮膚表面に近いところを氷などで集中的に冷やす。
- ・意識がはっきりしない場合 --- 反応が鈍い、言動がおかしい、意識がはっきりしない。こういった場合はすぐに救急車を呼びましょう。

以上に気をつけ、暑い夏をのりきりましょう。

8月の予定

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2 休診	3	4 研修のため休診	5	6	7 午前中のみ診察
8	9	10	11 研修のため休診	12 午後：乳児検診	13	14 休診
15	16 休診	17	18 研修のため休診	19	20	21 午前中のみ診察
22	23	24 午前：胃カメラ	25 研修のため休診	26 午後：乳児検診	27 午後：会議	28 午前中のみ診察
29	30	31 午前：胃カメラ	9/1 研修のため休診	9/2	9/3	9/4 午前中のみ診察

月初めには保険証の提出をお願いします。

道志村夏期特別パトロール日程表

日付	曜日	分団名
7月24日	土	第1分団第1部 第3分団第1部
7月30日	金	第1分団第2部 第3分団第2部
7月31日	土	第2分団第1部 第4分団第1部
8月6日	金	第2分団第2部 第4分団第2部
8月7日	土	第1分団第1部 第3分団第1部
8月13日	金	第1分団第2部 第3分団第2部
8月14日	土	第2分団第1部 第4分団第1部
8月20日	金	第2分団第2部 第4分団第2部
8月21日	土	第1分団第1部 第3分団第1部
8月27日	金	第1分団第2部 第3分団第2部
8月28日	土	第2分団第1部 第4分団第1部

順序・時刻

月夜野～道志中学校
谷相～道の駅～山伏峠

巡回時間

午後9時～11時まで

注意事項

巡回開始及び終了時点に出張所へ無線報告する。



道志村長挨拶



都留警察署、署長挨拶

去る七月二十三日、午後六時三十分より、夏期特別防犯パトロール出発式を役場駐車場前において開催いたしました。開式においては、都留警察署長の挨拶をはじめ、道志村長、消防団長、安協道志支部長の挨拶が行われ役場から月夜野と長又方面に別れ出発いたしました。パトロールにおいては、夏休みの間、小・中学生や、住民が、事故や犯罪、事件等に巻き込まれないよう都留警察署並びに道志村各種団体等の協力により、住み良い村づくりを目指し、夏期特別防犯パトロールの強化活動を実施した。



道志村「夏期特別防犯パトロールの出発式」を開催しました

平成16年4月1日から 児童手当が小学校3年生まで 拡大されます

平成16年4月1日から、児童手当制度が拡充されました。

支給対象年齢が、現在の義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までから、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までに拡大されます。

新たに、児童手当等を受けようとする児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日より、平成16年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成16年度小学校入学児童等の保護者の皆様

（平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれ）

平成16年3月31日まで、当該児童に係る児童手当等を受給していた保護者の方は、特段の手続きは必要ありません。（児童手当等は4月以降も引き続き支給されます。）

上記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求が必要になります。（下記参照）

平成16年度小学校2・3年生の児童等の保護者の皆様

（平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに就学前児童について児童手当等を受給されている保護者の方は額改定認定請求が必要となります。なお、請求書のほか、認定に必要な添付書類は、

- ・健康保険被保険者証の写し等（請求者が厚生年金加入者等の場合）
- ・所得証明書（当該市町村にその年の1月1日に住所がなかった場合）

などとなっています。

所得が一定額以上の場合、児童手当等が支給されない場合があります。

以上、詳しくは道志村役場 住民健康課にお問い合わせください。

TEL.0554-52-2113

内線118.119